

広島県告示第七百六十六号

平成八年広島県告示第六百九十四号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(略)			(略)		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十八万六千五百円を超えるときは、十八万六千五百円）	常時介護を要する状態	一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円）
随時介護を要する状態	一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が九万二千九百八十円を超えるときは、九万二千九百八十円）	随時介護を要する状態	一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円）

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の規定は、令和七年八月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。